

## 九州厚生局長への届出に関する事項

### ○入院基本料○

- ①急性期一般入院料 5  
一般病棟50床。入院患者様10人に対し1人以上の看護職員を配置しております。
- ②療養病棟入院料2  
療養病棟109床。入院患者様20人に対し1人以上の看護職員と看護補助者を配置しております。
- ③回復期リハビリテーション病棟入院料 3  
(休日リハビリテーション提供体制加算)  
回復期病棟24床。入院患者様15人に対し1人以上の看護職員と入院患者様30人に対し1人以上の看護補助者を配置しております  
専任の医師1名以上、専従の理学療法士2名以上及び作業療法士1名以上の常勤配置しております。

\* 当病院においては、患者様(家族)の負担による付添看護を行うことはできません。

### ○食事療養○

- ①入院時食事療養(Ⅰ)  
医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しております。  
管理栄養士によって管理された食事が、朝食は午前7時30分に、昼食は正午に、夕食については午後6時に適温で提供されます。
- ②入院時生活療養(Ⅰ)  
療養病棟にご入院されている65歳以上の方は、入院時生活療養(Ⅰ)となり 1食につき490円の負担となります。  
ただし、難病等の入院医療の必要性の高い方の負担額は1食につき280円となります。  
-居住費-  
療養病棟にご入院されている65歳以上の患者様に、居住費(光熱水費)の負担がございます。1日につき 370円  
ただし、指定難病の方、老齢福祉年金受給者については居住費の負担はありません。

### ○施設基準○

- ・救急医療管理加算
- ・機能強化加算
- ・診療録管理体制加算3
- ・医師事務作業補助体制加算1 30対1補助体制加算
- ・急性期看護補助体制加算 25対1 看護補助体制充実加算2
- ・看護職員夜間配置加算 16対1配置加算
- ・療養病棟療養環境加算 1
- ・療養病棟療養環境加算 2
- ・感染対策向上加算 2 連携強化加算 サーベイランス強化加算
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・データ提出加算2、データ提出加算4
- ・入退院支援加算2 入院時支援加算
- ・認知症ケア加算3
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・看護職員処遇改善評価料27
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算2
- ・がん治療連携指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料 1
- ・別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・CT撮影及びMRI撮影  
(当院は80列マルチスライスCT、1.5テスラのMRIを有しています)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)
- ・導入期加算1
- ・透析液水質確保加算 及び慢性維持透析濾過加算
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術
- ・酸素単価
- ・入院ベースアップ評価料32
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・療養病棟入院基本料 看護補助体制充実加算1
- ・経腸栄養管理加算

当院は以下の事項において、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

- ① 特別の療養環境に係わる費用(消費税込)(日額)
- |           |              |       |              |
|-----------|--------------|-------|--------------|
| 203・310号室 | 1日につき 2,200円 | 322号室 | 1日につき 3,300円 |
| 218・220号室 | 1日につき 4,400円 | 221号室 | 1日につき 4,950円 |
- ② 文書の発行に係わる費用(消費税込)
- |      |                  |
|------|------------------|
| 診断書料 | 1通 2,750円～8,800円 |
| その他  | 詳しくは受付にお尋ね下さい。   |
- ③ 180日超の入院に係わる費用(消費税込)  
入院医療の必要性は低い患者様の事情により180日を超えて入院(難病患者等入院診療加算を算定する患者等を除く)する患者様については、180日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う費用として  
1日当たり 一般びょうとう 2,412 円を徴収いたします。
- ④ 医科点数表等に規定する回数を超えて実施したリハビリテーションに係る費用
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) 20分(1単位)あたり 2,450円
  - ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)廃用症候群 20分(1単位)あたり 1,800円
  - ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ) 20分(1単位)あたり 1,850円
  - ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) 20分(1単位)あたり 1,750円

当院は以上の届出をしている、九州厚生局長指定の保険医療機関です。

青洲会病院  
院長